

# 日本國には戦争犯罪人はゐない

## 一、 軍事裁判と、いはゆる「B C級戦犯」と称された方々

連合國軍によつて不当に裁かれた日本人のいはゆる「戦犯」(A級B級C級と決めつけられた方々)と云ふこの名称は、戦勝國が**報復のために勝手につけた名称**であり、この三種類の違ひは、罪の軽重の度合ではなく、勝手につけた罪の種別として使用された言葉です。

「B・C級戦犯」とは、當時の國際社会において國際法で禁止されてゐた民間人の殺戮、捕虜の虐待、非軍事施設への爆撃、残虐兵器の使用禁止などに違反した者を指します。これら通常の戦争犯罪の監督、命令に当たつた者が「B級戦犯」。「C級戦犯」はその直接の実行者とされたやうですが、嚴密な区別はありません。

「B・C級戦犯」の裁判は、戦勝七ヶ國が日本ばかりでなく、アジア・太平洋の四十九ヶ所で東京裁判と併行して行ひ、九百名の日本人を処刑しました。「通常の戦争犯罪」を裁いたときされるこれらの裁判でも、ほとんどの日本人被告たちは身に覚えのない罪をきせられ、次々と処刑されてゆきました。つまり實際は、日本軍に戦闘で敗れたことや、捕虜にされた屈辱を逆恨みにした連合國軍将兵による復讐裁判であつたのです。

當時の日本軍にとつては、捕虜を酷く(死刑に値する程酷く)虐待する看守など皆無で、捕虜に対する出来る限りの配慮を払つてゐました。一例を挙げるならば、昭和十七年二月の陸軍大臣通達八号では、捕虜に対し、日本軍兵士とほぼ同量(一般の日本國民の約二倍)の主食、魚、野菜、味噌などを与へることが決められてゐたのです。

一方、連合國軍による日本人捕虜への待遇は苛酷で、必要な食料も与へられなかつたり、投降してきた日本兵や民間人を殺害した記録も多数残されてゐます。捕虜虐待で裁かれるべき事件は、むしろ連合國軍の方にこそ多くありましたが、これらは一切不問に付されたのです。

一、不法なる東京裁判と、いはゆる「A級戦犯」と称された方々

東京裁判（極東国際軍事裁判 昭和二十一年五月三日開廷／昭和二十三年十一月十二日裁判終了）は、国際法の常識から照らして全て野蛮な復讐劇であり、不法なるものであったことは、もはや世界の常識になつてをります。

東京裁判の特に大きな問題点は二つあります。まづ一点は、「平和に対する罪」「人道に対する罪」といふ当時の国際社会には存在しなかつた新しい罪状を連合國が勝手に捏造し起訴したことです。これは、「罪刑法定主義」（法に規程がないことは罪に問へない）と「事後法の禁止」（事件の後で法律を作つて、その法律がなかつた時点まで遡つて処罰することの禁止）といふ法治社会の二大原則に反する行為でした。

もう一点は、連合國側の戦争犯罪を不問に付したといふことです。つまり、米國による原爆投下や東京を始め六十六都市への無差別爆撃による四十万人の非戦闘員の殺戮、ソ連による満洲や南樺太、北方四島侵略とこれに続く日本人のシベリア抑留などは「非戦闘員への攻撃・殺戮の禁止」「捕虜虐待の禁止」「残虐兵器の使用禁止」にあたる重大な国際法違反です。

東京裁判の問題点は、これだけにとどまりません。例へば、この裁判では、刑事、検事ともに連合國側からしか選ばれてをりませんでした。又、連合國にとつて都合の悪い陳述や弁護は許されず証拠書類も却下されたのです。更に、日本人被告一人一人の判決の理由たる事実も証拠も一切提示されなかつたのです。

このやうにして、東條英機元首相をはじめ二十五名に有罪判決（絞首刑七名 終身刑十六名、禁錮刑二名）が下され報復裁判は終了したのです。

講和条約発効後（昭和二十七年四月二十八日）日本弁護士会をはじめとして、戦犯釈放運動が全國に広がり、たちまち四千万名もの署名が集まりました。國民の熱望を受け、国会では、「戦

争犯罪による受刑者の赦免に関する国会決議」を可決、以後、遺族援護法や恩給法の改正がなされ、政府は戦犯の刑死や獄中死者を「法務死」と位置づけ、その遺族の方々にも一般戦死者と同様に遺族年金や弔慰金を支給されることとなったのです。即ち、日本國は、法治國家としていはゆるA級戦犯と云はれた方々も、B、C級と云はれた方々も無法野蛮な報復行為によつて殺された戦死者としたのであります。そして、靖國神社或は護國神社では、「昭和殉難者」としてお祀りされてゐます。

日本國には、戦争犯罪人はゐないのです。